

# 群馬県適正化通信 NO.156(令和3年8月号)

## 運行管理者（基礎・一般）講習の確実な受講について

運行管理者の講習については、選任された運行管理者に対し「2ヵ年度ごとに1回」の受講が義務付けられているとともに、新たに選任された運行管理者には、選任された日が属する年度内の受講が義務付けられていますが、令和2年度の巡回指導において、運行管理者の講習未受講が多く見受けられる状況です。

未だ新型コロナウイルス感染症が流行している中ではありますが、年度内に講習が開催されている限り、当該年度中に受講すべき管理者が講習を受けなければなりません。

各認定機関でも、収容人数の削減、換気等を行い感染防止対策を講じて実施しておりますので、事業者の皆様には手帳等を確認していただき、受講漏れがないよう確実な受講をお願いします。

なお、年度内受講とは「4月から翌年3月まで」であり、暦年の「1月から12月まで」ではありません。例えば、2020年1月に受講した場合は、2019年度の受講となり、次回は2021年度中に受講しなければなりませんので注意してください。

また、(一社)群馬県トラック協会では、(独)自動車事故対策機構(NASVA)群馬支所、(株)ぐんま安全教育センター(前橋自動車教習所)、(株)HSC(足利自動車教習所)、ヤマト・スタッフ・サプライ(株)の4団体と提携し、会員事業者の皆様については一般講習の受講に対し助成金が適用され、費用がかからずに受講できる仕組みとなっています。

講習の申し込み方法は各認定機関によって異なりますので、それぞれのホームページ等で確認してください。

※ 平成24年4月16日以降に当該事業者において新たに選任された運行管理者が、基礎講習(3日間)を受講したことがない場合には、選任された日の属する年度内に基礎講習の受講が義務付けられていますのでご注意ください。

そのため、新たに選任された運行管理者が過去に基礎講習を受講したことがあるかについて、修了証書や講習手帳などで確認する必要があります。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821